

加東市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和3年度定期監査（9月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和3年10月28日

加東市監査委員 高 橋 優

加東市監査委員 小 西 勝 之

加東市監査委員 壺 井 弘 次

令和3年度定期監査（9月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和3年9月27日において、令和3年度9月期（令和3年4月1日から令和3年8月31日まで）における、産業振興部農政課、同部農地整備課の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和3年度9月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【産業振興部 農政課】

1 監査の結果

農政課は、農政係と山田錦振興係の2つの係で組織し、兵庫県農業共済組合へ2人を派遣している。

職員構成は、正規職員7人、再任用職員1人、パートタイム会計年度任用職員2人の合計10人である。

主要行事のひとつである「加東市『山田錦』乾杯まつり 2021 オンライン販売会」では、新型コロナウイルス感染症の影響により Web 上の特設サイトで販売を行っている。販売している日本酒は42種類あり、9月21日時点で530,862円を売り上げている。

日本酒消費量の低迷を受け、山田錦等酒造好適米の生産意欲が低下している農業者に対し、営農継続の支援及び農地の保全を図るため、酒造好適米の作付け面積に対する交付金を令和3年度新たに交付した。執行率は94.6%であり、未申請者には勧奨を行っている。

農地中間管理事業では、担い手への農地の集積・集約を図るため、農地所有者が自分で耕作できなくなった農地を農地中間管理機構が借入れ、経営の発展を目

指す農業者に貸し出している。8月末時点での貸付開始件数が6件、地区全体での活用調整中が2件、貸付先の調整が必要な申込が1件であった。

加東市の新たな特産品として推進するもち麦の事業として、もち麦を栽培する集落営農組織等への支援及び加東市もち麦活用協議会への負担金を支出している。

2 意見

加東市産山田錦を推進するにあたって、まずは日本酒の需要を増やすことが重要であるため、創意工夫のもと需要喚起を図っていただきたい。

加東市山田錦等酒造好適米営農継続支援交付金については、既に申請期限は過ぎているとのことだが、未申請者には引き続き勧奨し、交付もれがないようにしていただきたい。

農地中間管理事業では、現在は農地所有者が自ら担い手を見つける場合が多く、申込件数は少ないが、今後は農業の担い手の減少に伴い申込件数も増加すると考えられるため、地域での「人・農地プラン」の作成・見直しを進めていただくなど、農業の担い手の確保を図っていただきたい。

もち麦について、地産地消を推進するだけでなく、市外にも販路を広げ、需要の拡大を図っていただきたい。

加東市花と緑のまつり「花き盆栽展」の中止や、SAKE selectionの延期などコロナ禍においてイベントを開催することが難しい状況が続いている。コロナ禍でのイベントの開催方法はもちろん、新型コロナウイルス感染症収束後のイベントの開催についても、現段階から検討をしていただきたい。

【産業振興部 農地整備課】

1 監査の結果

農地整備課は、土地改良係と農村環境保全係の2つの係で組織され、農林水産省近畿農政局に1人を交流派遣している。

職員構成は、正規職員9人、パートタイム会計年度任用職員2人の合計11人である。

有害鳥獣対策事務では、農作物被害軽減のため、シカ柵への嵩上げ用資材の支給を1地区、鳥獣対策サポーター派遣支援業務委託を2地区、獣害ベルト緊急整備委託を3地区及び農作物等獣害防護対策事業補助金を3地区に支給する。また、当課の窓口で特定外来生物の捕獲用の檻を130台所有し、随時貸し出しを行っている。

鳥獣被害防止総合対策事業では、8月末時点でイノシシ・シカへの対策として

侵入防止柵資材のイノシシ用を7地区、イノシシ・シカ用を4地区に支給する。

有害鳥獣による被害は、8月末時点で122件となっている。特にアライグマによる被害が111件と大半を占めており、その捕獲数も227匹と増加傾向にある。

農地・水路等の地域資源の基礎的保全活動・地域資源の質的向上を図る共同活動及び農業用施設の長寿命化のための活動に対する多面的機能支払交付金事業は、8月末時点で、76組織に農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（共同活動及び施設の長寿命化）として188,287,836円を交付している。また、追加の資源向上支払交付金（施設の長寿命化）は12月の交付を予定している。

ため池の整備状況について、68か所すべて着手済みであり、今年度設計委託を4地区（うち1地区は廃止を予定）で行っている。

加東市ため池ハザードマップについて、緊急性の高いため池から作成を行っている。作成時には、地域でワークショップを開催するなどしてハザードマップの周知及び災害時の危険性を伝えている。

2 意見

有害鳥獣の被害を減らすためには、個体数を減らすことが重要である。有害鳥獣の個体数は年々増えているため、市民が捕獲するための提供資材の充実、猟友会への支援等に重点的に取り組み、捕獲数の増加に努めていただきたい。

ため池については、決壊すると人命及び財産に被害が及ぶため、計画的かつ早急な整備をお願いしたい。

異常な自然現象により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧に係る農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業については、8月末時点の支出はないが、被害があったときには迅速に対応ができるようにしていただきたい。

業務委託に関する契約書を一部確認したところ、加東市ため池ハザードマップ作成業務委託について、令和2年度分（繰越明許費）及び令和3年度分の落札金額が設計金額の約4割であり、設計金額と落札金額に大きな乖離があった。県からの資料に基づいた設計金額との説明があったが、適正な設計金額になるよう工夫をしていただきたい。